

# 都道府県名等による詳細な原産地情報の提供促進 (平成25年4月1日～)

平成25年4月1日から、山梨県食の安全・安心推進条例第21条の規定に基づく「食品の原産地に関する情報提供基準」(H24.9.13山梨県告示)が施行されます。この基準に基づき、畜産物や加工食品(JAS法に基づく品質表示基準で原料原産地の表示が義務付けられている26種類の加工食品に限る)を県内で消費者に販売する食品事業者が、**都道府県名等による詳細な原産地情報の表示又は提供**に努めることで、食品の信頼性をより一層高めるとともに、消費者と食品事業者の間の相互理解や信頼関係の構築に資することとしています。

## 都道府県名等による詳細な原産地情報の提供のイメージ

対象▶ 畜産物、26種類の加工食品(カット野菜ミックス、農産物漬物など)

JAS法

国産表示

情報提供の充実

山梨県食の安全・安心推進条例(第21条)

努力義務

より詳しい原産地情報

- 都道府県名(山梨県、長野県等)
- 市町村名(甲府市、身延町等)
- 一般に知られている地名
  - ・旧国名(信州、伊豆等)
  - ・郡名(南巨摩郡、北都留郡等)
  - ・島名(淡路島、佐渡島等)
  - ・その他(九州、四国等)

「一括表示」以外の情報提供

- シールやラベルの貼付
- ポップ掲示や棚へのカード差込
- 一覧表等の店内掲示
- インターネットの利用
- 個別の問い合わせに応じる
  - ・商品等に問い合わせ先を記載
  - ・担当窓口等を店内に掲示

## JAS法に基づく品質表示基準で原料原産地の表示が義務づけられている26種類の加工食品

加工食品品質表示基準

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実  
(フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実  
(農産物漬物品質表示基準第2条に規定する農産物漬物を除く。)
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん  
(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにゃく
- 10 調味した食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣をつけた食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉(肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類  
(細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類  
(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣をつけた魚介類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)

原産地表示(例)

**山梨県産** 豚バラしゃぶしゃぶ用  
100g ○○○円

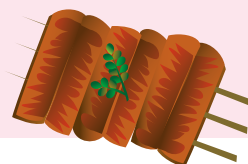
**甲州地鶏** 骨付きもも肉  
1本 ○○○円

**名称** カット野菜ミックス  
**原材料名** レタス(長野県産)  
ルッコラ(山梨県産)  
パプリカ(熊本県産)



個別基準

- 23 農産物漬物(農産物漬物品質表示基準)
- 24 野菜冷凍食品(野菜冷凍食品品質表示基準)
- 25 かつお削り節(削りぶし品質表示基準)
- 26 うなぎ加工品(うなぎ加工品品質表示基準)



# 食品の原産地に関する情報提供基準の概要

## 山梨県食の安全・安心推進条例第21条

## 努力義務規定

### (原産地に関する情報の提供の充実)

- 第21条** 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、**国内で生産された畜産物**(食用に供されるものに限る。)**又は加工食品**(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。)**を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。**
- 2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

趣 旨 (基準第1条)
条例第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う <ul style="list-style-type: none"> <li>● 畜産物の原産地</li> <li>● 加工食品の原材料の原産地</li> </ul> に関する情報の提供に関し必要な事項を定める

提供すべき情報 (基準第2条・第3条)	
畜産物の原産地に関する情報	
右の何れかの情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県名(※)</li> <li>● 市町村名(※)</li> <li>● 一般に知られている地名(※)</li> </ul> ※主たる飼養地が属するもの
加工食品の原材料の原産地に関する情報	
原材料の区分	提供すべき情報 (原材料の区分毎に何れかの情報)
国産の農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県名</li> <li>● 市町村名</li> <li>● 一般に知られている地名</li> </ul>
国産の畜産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県名(※)</li> <li>● 一般に知られている地名(※)</li> </ul> ※主たる飼養地が属するもの
国産の水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産(採取・採捕を含む)した水域名</li> <li>● 水揚げした港名</li> <li>● 都道府県名(※)</li> <li>● 市町村名(※)</li> <li>● 一般に知られている地名(※)</li> </ul> ※水揚げした港又は主たる養殖場が属するもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工された「かつおのふし」	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県名</li> <li>● 市町村名</li> <li>● 一般に知られている地名</li> </ul>

対象事業者 (条例第21条第1項)
対象品目を県内で消費者に販売する事業者(スーパー、小売店等)

対象品目 (基準第2条・第3条)	
対象品目	対象範囲
畜産物(生鮮食品)	JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物(生鮮食品)
加工食品(22食品群+4品目)	JAS法に基づく品質表示基準で原産地表示が義務づけられている原材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加工食品品質表示基準(22食品群)</li> <li>● 削りぶし品質表示基準(1品目)</li> <li>● 農産物漬物品質表示基準(1品目)</li> <li>● うなぎ加工食品品質表示基準(1品目)</li> <li>● 野菜冷凍食品品質表示基準(1品目)</li> </ul>

※農産物、水産物(生鮮食品)は対象品目に含まれない。(JAS基準で都道府県名等による原産地の表示義務有)

## 情報提供を要しない場合

特別の事情 (基準第5条)
食品の生産、製造、加工、流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし都道府県名等の原産地情報を消費者に提供することが困難と認められる特別の事情があるとき
<b>【特別の事情の例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原産地に関する情報を調達先で確認できない場合</li> <li>● 原産地の異なる原材料が製造・加工ラインで連続的に切り替わる場合</li> <li>● 原材料の調達上の問題により頻繁に原材料の原産地が切り替わる場合</li> <li>● 一定の量を確保する都合上、複数産地の原材料がランダムに混ざってしまう場合</li> <li>● 複数産地の肉をまとめて一度に小分けカットするため産地を区分できない場合</li> <li>● 複数産地の卵をまとめて一度に選別・包装するため産地を区分できない場合</li> <li>● 複数産地のものがランダムに混ざりあって流通している場合(畜産物の内臓等)</li> </ul>

生産、製造、加工した施設・場所における直売 (条例第21条第2項)
観光牧場や工場併設の直売所など、食品を生産、製造、加工した施設・場所において、事業者が、食品を直接に消費者に対して販売する場合(JAS基準で原産地の表示義務無)

情報提供の方法 (基準第4条)
<b>1 一括表示による方法(JAS基準による)</b>
<b>2 一括表示以外による方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品ごとに直接シール、ラベル等を貼付、又は直接記載</li> <li>● 陳列棚等にポップ、ラベル等を貼付、又はカードを差込</li> <li>● 商品の近くにポップ、カード等を下げ、又は置く</li> <li>● 消費者に見やすいように一覧表等を店内に掲示</li> <li>● インターネットを利用(HP、QRコード等)</li> <li>● 電話番号等の連絡先を商品等に記載 ⇒ 問合せに応じる</li> <li>● 担当者名等を店内に掲示 ⇒ 問合せに応じる</li> <li>● その他これらに類する方法</li> </ul>